

## 民間公益活動促進業務規程について

次の通り弊財団のすべての民間公益活動促進業務規程類を添付いたします。

なお、民間公益活動促進業務規程との関連性の特に強い「助成業務規程」、「資金分配団体監査業務規程」及び「助成業務規程等に基づく監査員の身分を証明する証票の様式等を定める達」については、指定を受けたあとに貴府と協議・調整の上施行することが望ましいと判断したため、諸規程に含めておらず、民間公益活動促進業務規程の案の添付資料として提出しております。

分類	名称
助成関係	民間公益活動促進業務規程
助成関係	助成業務規程
助成関係	資金分配団体監査業務規程
助成関係	助成業務規程等に基づく監査員の身分を証明する証票の様式等を定める達

# 民間公益活動促進業務規程

2019年●月●日

MF第20180000●●号

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「法」という。）第23条に基づき、一般財団法人みらい財団（以下「財団」という。）が実施する民間公益活動促進業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要な事項を定める。

### (総則)

第2条 法を含む法令、法第18条に基づく基本方針、法第19条に基づく基本計画及びこの規程は、財団の諸規程に優先するものとする。

## 第2章 財団の業務ごとの実施の方法に関する事項

### (資金分配団体の選定等)

第3条 資金分配団体の選定にあたって、次の各号に掲げる基本的な方針に従って実施するものとする。

- (1) 事前に得た有識者による委員会等の意見を踏まえた上で優先的に解決すべき社会の諸課題を把握、分析及び決定した上で行うこと
- (2) 公正かつ的確に業務を実施するに足りる組織体制等を有していることを確認すること
- (3) 資金支援だけでなく経営支援等の非資金的支援を含む包括的な支援プログラムを提供すること

### (資金分配団体に対する助成等)

第4条 資金分配団体への助成にあたって、次の各号に掲げる基本的な方針に従って実施するものとする。

- (1) 社会的成果の最大化を目指した最適な資金の配分の組み合わせを予め設定すること。
- (2) 適切な資金のリスク管理を行うこと。
- (3) 革新的な社会課題解決手法の開発の促進のため、必要に応じて外部の団体や専門家とも連携しつつ非資金的支援を行うこと。
- (4) 資金分配団体の事業の特性に応じ、民間からの資金提供を受けることを条件とした支援の実施を図るように努めること。
- (5) 資金分配団体に対して現地調査を含む継続的な進捗管理や必要な協力、支援、助言等を行うとともに成果評価の点検、検証を行うなど、成果の達成状況を包括的に把握すること。
- (6) 包括的に把握した成果の達成状況に応じて外部の団体や専門家と連携及び仲介を行うこと。

#### (資金分配団体に対する監督等)

第5条 資金分配団体に対する監督にあたって、次の各号に掲げる基本的な方針に従い、公募要領及び資金提供に係る契約書に必要な事項を定める。

- (1) 財団は、資金分配団体に対して報告徴収、立入検査及び不正があった場合における選定の取り消し、助成を行った資金の返還等の必要かつ適切な監督のための対応をとること。
- (2) 資金分配団体において休眠預金等に係る資金の流用や不正使用等の実態が明らかになつた場合は、財団は、不正の原因究明、関係者に対する厳格な処分、再発防止策の策定及びその内容の公表等の必要な措置を講ずること。
- (3) 財団が資金分配団体を選定する際に確認した資金分配団体における業務の公正かつ的確な遂行を担保するために必要なガバナンス・コンプライアンス体制等の整備等について、資金分配団体における履行を担保するために必要な措置を財団が講ずること。

2 選定を取り消された資金分配団体の事業等の承継にあたっては、原則として他の資金分配団体に継承させ、やむを得ない場合に限り財団が継承する。

#### (助成業務規程)

第6条 前3条に定めるもののほか、資金分配団体の選定の基準、助成の申請及び決定の手続きその他助成の方法について必要な事項は別に定める助成業務規程に定める。

#### (休眠預金等交付金の受入れ)

第7条 休眠預金等交付金の受入れにあたっては、次の各号に掲げる基本的な方針に従って実施するものとする。

- (1) 民間公益活動促進業務に必要な経費については、事前に明示した達成すべき成果を挙げる上で真に必要なものに限定するとともに、外部監査結果の有効活用等により効率性の観点から常に精査し、その使用状況についての情報公開を徹底する。
- (2) 予算に執行残が生じることが見込まれる場合にあっては、当該見込額を翌事業年度における収支予算において前年度からの繰越収支差額として組み入れること等により効果的・効率的な民間公益活動促進業務を実施する。なお、当分の間は、法第29条第1項の趣旨を踏まえて当該見込額を同項に規定される運用資金に組み入れる。

2 前項に定めるもののほか、必要な事項は経理規程に定める。

#### (調査及び研究)

第8条 民間公益活動の促進に関する調査及び研究の実施にあたっては、次の各号に掲げる基本的な方針に従って実施するものとする。

- (1) 資金分配団体や民間公益活動を行う団体と連携し、全国各地の民間公益活動に係る情報を積極的に収集して、助成、貸付け又は出資の対象となり得る民間公益活動の案件を発掘・形成するための調査及び研究を実施すること。
- (2) 資金分配団体や民間公益活動を行う団体による案件の発掘・形成能力の向上を図ること。
- (3) 社会経済情勢や現場からのニーズを踏まえつつ、本制度の改善や資金分配団体や民間公益活動を行う団体における効果的な事業の実施に資するための調査及び研究を企画及び実施すること。

(4) 個々の事業実施により得られた知識・情報を共有化し、他の事業等への応用を図るため、調査及び研究の成果について広く公開すること。

(啓発活動及び広報活動)

第9条 民間公益活動の促進に資するための啓発活動及び広報活動の実施にあたっては、次の各号に掲げる基本的な方針に従って実施するものとする。

(1) 休眠預金等に係る資金を民間公益活動に活用することに対する十分な国民の理解を得るとともに、国民の間に社会の諸課題に対する認知と関心を高め、民間公益活動に必要な民間の資金や専門性の高い人材等の流入を図るために、各種イベントや多様な広報媒体を通じて、本制度並びに休眠預金等に係る資金の活用状況及び成果等について、戦略的・効果的に啓発活動及び広報活動を行うこと。

(2) 休眠預金等に係る資金の活用状況を可視化し透明性を確保するとともに、その実績を国民一般に周知するため、指定活用団体においてシンボルマークを策定し、資金分配団体や民間公益活動を行う団体が休眠預金等に係る資金を活用して実施する事業においてシンボルマークを表示させることを資金提供にかかる契約に規定すること。

(評価)

第10条 財団は、本制度全体の評価の方針となる「評価指針」の策定に加え、自らの活動に対する自己評価や、制度全体に関する「社会の諸課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組み」の創出という観点も含めた総合的な評価を行うこと。

(知の構造化)

第11条 現状では、民間公益活動に関するデータが十分に収集・蓄積されていないため、資金分配団体及び民間公益活動を行う団体から既存の民間公益活動の取組に関する情報（事業の進捗状況や評価結果等）をオンラインで収集する仕組みを整備し、民間公益活動に関する知識を収集・蓄積するために行う知の構造化事業の実施にあたっては、次の各号に掲げる基本的な方針に従って実施するものとする。

(1) 収集・蓄積された民間公益活動の取組に関する情報を横断的かつ具体的に分析した構造化された知識として、指定活用団体及び資金分配団体の業務に反映させるとともに、これを分かりやすく、使いやすい形で広く提供・公開し、民間公益活動を行う団体等が様々な場面で活用できるような知識環境をICT等を活用して整備すること。

(成果評価実施支援)

第12条 財団は、資金分配団体の評価実施に係る支援を行うにあたっては、次の各号に掲げる基本的な方針に従って実施するものとする。

- (1) 評価結果等の情報を構造的に整理した上で、これを広く公開し、提供すること。
- (2) 分野別や規模別といったカテゴリー別に標準化された評価ツールを提供すること。
- (3) 構造的に整理された情報や評価ツールを活用し、資金分配団体への助言や研修等をじ、効果的・効率的な成果評価の実施を支援すること。

(研修及び国際交流)

第13条 財団は、研修及び国際交流を実施する場合については、次の各号に掲げる基本的な方針を十分に理解した上で実施するものとする。

- (1) 主として伴走型支援の担い手の育成に資するよう、利益相反等に留意しつつも多様な人材を幅広く受け入れることで、実務を通じた研修の場を提供すること。
- (2) 多様な分野において活動する団体のネットワーク化を促進し、自律的に相互に学び合い協力し合うコミュニティの構築を支援するため、これらの団体に関する情報の適切な提供等を行うこと。
- (3) 国際交流は、海外の関係機関との交流や各種国際会議への対応、海外の関係機関の要人招へい事業の実施等によること。

### 第3章 民間公益活動促進業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

第14条 財団は不正行為や利益相反等の組織運営上のリスクを管理するためのガバナンス・コンプライアンス体制を次の各号に掲げる基本的な方針に従い必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 業務の適正な実施のために、コンプライアンス施策の検討等を行う外部の有識者等も参加する組織及びその下に実施等を担う部署を設置すること。
- (2) 一般的に組織の運営を公正に行うために必要な諸規程を備えること。
- (3) 役職員に対して、定期的に利益相反に該当する事項に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、利益相反の迅速な発見及び是正を図ること。
- (4) 不正行為や利益相反防止のために必要な諸規程を備え、不正発生時には原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策の策定を実施し、その内容を公表するものとする。
- (5) ガバナンス・コンプライアンス体制が過剰なものとならないこと。
- (6) 公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン（平成28年12月9日消費者庁）を踏まえた内部通報制度を整備し運用すること。

2 前項に掲げるもののほか、財団のガバナンス及びコンプライアンス体制に関する必要な事項は、次に掲げる規程において別に定める。

- (1) 倫理規程
- (2) コンプライアンス推進規程
- (3) リスク管理
- (4) 情報管理規程
- (5) 利益相反防止規程
- (6) ハラスメント防止規程
- (7) 公益通報者保護規程
- (8) 情報公開規程

#### （特別な利害関係者の排除）

第15条 評議員会及び理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員又は理事を除いた上で行うものとする。

## 第4章 その他民間公益活動促進業務の実施に関し必要な事項

### (資金の活用対象の範囲)

第16条 民間の団体の創意と工夫を生かすために休眠預金等に係る資金の柔軟な活用を図る観点から、事前に明示した達成すべき成果を挙げる上で合理的に必要と認められる範囲において、次に掲げる経費を資金の活用対象とする。

- (1) 民間公益活動の実施に関する事業費、設備備品費、人件費、成果評価に係る経費等
- (2) 非資金的支援のために必要な専門性及び体制の確保のため、資金分配団体自身において必要となる経費等

### (業務委託基準及び契約に関する事項)

第17条 業務委託基準及び契約については、休眠預金が国民の資産が原資であることに鑑み、別に定める業務委託基準、契約規程及び諸規定に基づき公正に実施する。

### (収支決算書に係る外部監査の実施に関する事項)

第18条 収支決算書他財務諸表等及び必要書類については、別に定める経理規程及び諸規定に基づき、監事の監査を受けた上で定款第25条に定める会計監査人の監査を受けるものとする。

2 監査の実施にあたっては、被監査関係者は監査の遂行に協力しなければならない。

### (不正等への措置)

第19条 資金分配団体及び民間公益活動を行う団体において不正等が生じた場合における貸付け等の停止及び休眠預金等に係る資金の返還債務を確実に履行させるため、公募要領、財団から資金分配団体への資金提供に係る契約書及び資金分配団体から民間公益活動を実施する団体への資金提供に係る契約書において、資金分配団体及び民間公益活動を行う団体において不正等が生じた場合における貸付け等の停止及び休眠預金等に係る資金の返還債務を負うことを規定した上で延滞があった場合には遅延損害金を債権者は請求することができることを規定するものとする。

### (返還義務履行への措置)

第20条 弁済期が到来した貸付金に係る返還債務を確実に履行させるため、公募要領、財団から資金分配団体への資金提供に係る契約書及び資金分配団体から民間公益活動を実施する団体への資金提供に係る契約書において、弁済期が到来した貸付金に係る返還債務を負うことを規定した上で延滞があった場合には遅延損害金を債権者は請求することができることを規定するものとする。

## 第5章 補則

### (内閣総理大臣の認可等)

第21条 この規程の改廃は、理事会の決議を得た上で内閣総理大臣の認可を得て行う。

2 内閣総理大臣は、この規程が民間公益活動促進業務の適正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、この規程を変更すべきことを命ずることができる。

第22条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については理事長が別に定める。

#### 附則

この規程は、2019年●月●日に施行する。

## 助成業務規程

2019年●月●日  
MF第20180000●●号

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この規程は、一般財団法人みらい財団（以下「財団」という。）が定款第4条に基づき、民間の団体が行う公益に資する活動（以下「民間公益活動」という。）が成果を収めることを促進すること、及び民間公益活動の資金を調達することができる環境の整備の促進を含めた自立した担い手を育成することを目的として実施する助成金の交付の方法等について定める。

#### (選定基準)

第2条 財団は、次の各号に掲げる事項の1つ以上に該当する事業を実施する団体に対し助成等を行う団体を選定する。

- (1) 子ども及び若者の支援に係る活動
  - (2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
  - (3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
  - (4) 1号から3号までに準ずるものとして内閣府令で定める活動
- 2 前項の規定にかかわらず、財団は、特定の個人または団体の利益のみの増大を図る活動を行う団体に対して助成金の交付の決定をすることができない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、財団は、第29条の規定により交付の決定を取り消した団体で、その取消しの日から5年を経過しない団体に対して助成金の交付の決定をすることができない。

#### (助成金の交付を受けることができる者)

第3条 この規程により助成金の交付を受けることができる者は、原則として法人とする。

#### (補助率)

第4条 この規程により助成金を交付する場合の補助率は、助成対象費用の100%以内とする。

### 第2章 資金分配団体審査委員会

#### (資金分配団体審査委員会)

第5条 資金分配団体審査委員会（以下、「委員会」という。）は、委員長1名及び委員4名以上をもってこれを組織する。

2 委員は次の各号に定める事項に該当する者を理事会の決議を得た上で、理事長が委嘱する。

- (1) 民間公益活動を行う団体または資金分配団体の経営や解決しようとする社会課題等について深い知識や経験を有する者
- (2) 財団が直接助成または貸付を行う資金分配団体及び民間公益活動を行う団体の理事、評議員及び従業員ではない者
- (3) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第65条第1項に規定する各号に該当しない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

3 委員長は出席する委員の中から都度、互選により選定する。

#### (招集及び運営)

第6条 資金分配団体審査委員会は、理事長が招集する。

2 資金分配団体審査委員会は、委員総数の半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員は、委員会に電磁的手法により出席することができる。

4 資金分配団体審査委員会の審議事項は、当該審議事項につき議決に加わることのできる委員の半数で決する。

5 理事長が委員会において決議する事項について提案した場合において、当該提案につき委員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の過半数が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の委員会決議があつたものとみなす。

#### (作業部会)

第7条 理事長は、特定の申請に係る審査を行うため、2名以上の委員で構成される作業部会を委員会に置くことができる。

2 作業部会は、担当する申請に関する審査の結果を理事長に報告することができる。

#### (調査等)

第8条 資金分配団体審査委員会は、必要と認めるときは、事務局に必要な調査を依頼することができる。

2 資金分配団体審査委員会は、必要と認めるときは、関係者又は外部専門家の出席を求めその意見を聞くことができる。

### 第3章 助成金の交付の申請及び決定

#### (助成金の交付の申請)

第9条 この規程により助成金の交付を受けて事業を実施しようとする者は、財団が定める電磁的方法により申請書を提出するものとする。

- 2 財団は、原則として毎年2ヶ月以上の間、ウェブページにて募集要項を公開し申請を受け付ける。
- 3 財団は年に複数回助成申請を受け付けることができる。

(助成金の交付の決定)

第10条 財団は、前条第1項の申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査を行うほか、必要に応じて調査を行うものとする。

- 2 財団は、資金分配団体審査委員会の意見を受け、理事会での決議を得た上で、助成金の交付の決定を行うものとする。
- 3 助成金の交付を決定したときは、内閣府総理大臣及び資金分配団体審査委員会へ報告するものとする。

(助成金の交付の決定の通知及び助成契約)

第11条 財団は、前条の決定をしたときは、助成金の金額を申請者に通知するとともに、当該助成金の交付に係る事業等（以下「助成事業」という。）について、当該申請者（以下「助成事業者」という。）との間に、助成事業の内容、助成金の交付の条件、交付の方法その他必要な事項を定めた契約（以下「助成契約」という。）を締結するものとする。

## 第4章 事業実施の方法

(善良なる管理者の注意)

第12条 助成事業者は、この規程及び助成契約に従い善良なる管理者の注意をもって、助成事業を行わなければならない。

(助成金の目的外使用の禁止)

第13条 助成事業者は、助成事業に係る助成金を他の用途に使用してはならない。

(助成事業計画の変更等)

- 第14条 助成事業者は、助成事業に係る事業計画を変更しようとする場合は、その旨を事前に財団に相談し、指示を受けなければならない。
- 2 助成事業者は、やむを得ない事情により、定められた期限内に助成事業を完了する見込のない場合は、その旨を財団に相談し、指示を受けなければならない。

(取得物件の管理及び処分)

第15条 助成事業者は、助成事業の実施により取得した物件については、当該事業完了後においても次条に定める期間中は、当該物件を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 助成事業者は、前項に規定する期間内において、物件を譲渡し、又は交換しようとするときは、その旨を財団に相談し、指示を受けなければならない。

3 助成事業者は、第1項に規定する期間内において、物件を貸し付け、担保に供し、改造し、若しくは廃棄しようとするとき又は物件の使用目的を変更しようとするときは、その旨を財団に相談し、指示を受けなければならない。

(取得物件の管理期間)

第16条 助成事業の実施により取得した物件の管理期間は、助成事業の完了の日の属する事業年度の終了後5年間とする。ただし、法人税法に定める原価償却資産の耐用年数が5年以内のものにあっては、その期間とする。

2 財団が特に必要と認めるときは、前項の管理期間を延長又は短縮することができるものとする。

(事業の実施中における報告)

第17条 助成事業者は、助成契約に従い、指定された期日までに、進行報告をしなければならない。

(事業の完了報告)

第18条 助成事業者は、助成事業の完了の日から30日以内に、助成事業完了報告書を財団に提出するものとする。

## 第5章 助成金の交付の方法

(助成金の支払)

第19条 財団は、助成契約に従い助成金を支払うものとする。

## 第6章 監査等

(定期監査)

第20条 財団は、第17条による報告を受けた場合は、その報告に係る助成事業を監査し、その結果を助成事業者に通知するものとする。

(確定監査)

第21条 財団は、第18条による報告を受けた場合は、その報告に係る助成事業を監査し、適正であると認めたときは、交付すべき助成金の金額を確定し、助成事業者に通知するものとする。

(報告の徵収)

第22条 財団は、第25条の規定によるほか助成事業の適正を期するため必要があると認めるときは、助成事業者から隨時報告を求めることができる。ただし、助成事業の完了の日の属する事業年度の終了後5年を経過したときは、この限りでない。

#### (特別監査の実施)

第23条 財団は、第20条及び第21条の監査のほか必要と認めるときは、助成事業者を監査することができるものとする。ただし、助成事業の完了の日の属する事業年度の終了後5年を経過したときは、この限りでない。

2 財団は、前項の監査を行うときは、その都度、内閣総理大臣に届け出なければならない。

#### (監査員)

第24条 理事長は、監査室の職員を監査員として任命し、監査業務をつかさどらせるものとする。

2 監査員は、その身分を証明するため、別に定める様式の証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第25条 財団は、助成事業の監査を行うため必要があると認めるときは、監査員に助成事業者から報告を求め、又はその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させるものとする。

#### (監査への協力)

第26条 助成事業者は、監査員が前条第1項の規定に基づき助成事業者から報告を求め、又はその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査しようとするときは、これに応じなければならない。

#### (評価の実施)

第27条 財団は、隨時助成事業者の評価を実施することができる。ただし、助成事業完了の日の属する事業年度の終了後5年を経過したときは、この限りでない。

2 助成事業者は評価に必要な事務所及び事業所等への立ち入り、関係者へのヒアリング等の調査に協力しなければならない。

## 第7章 雜則

#### (助成金の交付の辞退)

第28条 助成事業者は、第10条の規定により助成金の交付の決定を受けた後、やむを得ない事情により助成金の交付を辞退しようとする場合は、その理由を記載した書類を遅滞なく財団に提出しなければならない。

2 財団は、前項の書類の提出があったときは、理事会の決議を得て、当該申請に係る助成金の交付の決定を取り消し、内閣総理大臣及び資金分配団体審査委員会へ報告するものとする。

#### (助成金の交付の決定の取消等)

第29条 助成事業者が次の各号の一に該当する場合は、財団は、理事会の決議を得て助成金の全部又は一部の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を得、又は交付を受けた場合

- (2) 事業を中止した場合
  - (3) 事業を遂行する見込みがなくなったと認められる場合
  - (4) 第15条に規定する確定のための監査又は第18条に規定する監査を拒み、妨げ又は忌避した場合
  - (5) 助成契約に違反した場合
  - (6) その他この規程又はこの規程に基づく処分に違反したと認められる場合
  - (7) 財団からの事業及び組織運営の適正を確保するために必要な勧告に対して、当該勧告において指定した期限を過ぎても十分な改善がない場合
  - (8) 法令又は定款に違反する行為をなす等著しく運営の適確性を欠くと認められる場合
- 2 前項によって決定を取り消した場合、内閣総理大臣及び資金分配団体審査委員会へ報告するものとする。

#### (助成金等の返還)

第30条 財団は、次の各号の一に該当する助成金等があるときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

- (1) 第15条第2項又は第3項の規定により物件を処分することにより得られる収入の全部又は一部。ただし、財団が認めた場合は、この限りでない。
  - (2) 第21条の規定により助成金の額が確定した場合において、既にその額を超えて交付している助成金
  - (3) 第28条第2項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に交付している助成金
  - (4) 前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に關し、既に交付している助成金
- 2 助成事業者は、前項の規定により返還を求められたときは、原則として2か月以内に助成金等を返還しなければならない。

#### (加算金及び延滞金)

第31条 助成事業者は、前条第1項の規定により助成金の返還を求められたときは、その請求に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した加算金を財団に納めなければならない。

2 助成事業者は、前条第1項の規定により、助成金等の返還を求められ、これを納付期日までに納めなかつたときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を財団に納めなければならない。

3 財団は、前2項において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

#### (名称等の変更の届出)

第32条 助成事業者が、名称、定款、代表者若しくは住所を変更したとき又は解散したときは、遅滞なく財団に届け出なければならない。ただし、助成事業の完了の日の属する事業年度の終了後5年を経過したときは、この限りでない。

(改廃)

第33条 この規程の改廃は、理事会の決議を得て行う。

附則

この規程は、2019年●月●日に施行する。

## 資金分配団体監査業務規程

2019年●月●日  
MF第20180000●●号

### (総則)

第1条 一般財団法人みらい財団（以下「財団」という。）が行う助成事業に関する監査については、民間公益活動促進業務規程、助成業務規程によるほか、この規程によるものとする。

### (監査の種類)

第2条 監査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 確定監査 助成業務規程第21条の規定により助成金の金額を確定するために行う監査
- (2) 定期監査 助成業務規程第20条の規定により行う監査
- (3) 特別監査 助成業務規程第23条の規程により監査を行う必要があると認める場合に行う監査並びに助成業務規程第29条第1項に該当するおそれがあるため、特に監査を行う必要があると認める場合に行う監査

### (監査の方法等)

第3条 監査の方法は、次のとおりとする。

#### (1) 実地監査

当該事業に係る帳簿、証拠書類等を保管している事業者の事務所等において行う監査をいう。

#### (2) 書面監査

提出された証拠書類その他の関係書類により、財団の事務所において行う監査をいう。

2 監査は、実地監査により行う。ただし、事業の実施場所が遠隔地である等のため、実地監査を速やかに行なうことが困難な場合は、書面監査により行なうことができるものとする。

3 監査を行う時期は、次のとおりとする。

- (1) 確定監査は、事業完了報告書の受領後速やかに行なうものとする。
- (2) 確定監査を書面監査により実施した場合は、原則として1年以内に実地監査を行うものとする。
- (3) 助成業務規程及び貸付業務規程に基づく随時監査は、助成事業の完了の日の属する事業年度の終了後5年を限度として行なうものとする。
- (4) 特別監査は、助成事業の完了の日から5年以内を限度として行なうものとする。

### (監査事項)

第4条 監査事項は、次の各号のとおりとする。ただし、特別監査にあっては、その都度定めるものとする。

- (1) 助成契約の遵守状況
- (2) 収支決算及び経理処理状況
- (3) 資産管理の状況
- (4) 事業運営の状況

- (5) 監査対象が資金分配団体の場合、民間公益活動を行う団体に対する継続的な進捗管理及び評価結果の点検・検証の実施状況
- (6) ガバナンス及びコンプライアンス体制等の整備状況
- (7) その他必要な事項

(実地監査の通知)

第5条 財団は、実地監査を実施しようとする場合は、原則として監査実施日の5日前までに事業者に通知するものとする。ただし、通知することにより監査に支障をきたすおそれがある場合は、この限りでない。

(監査の実施)

第6条 実地監査は、監査員等（監査員及び会長が任命又は委嘱した者をいう。以下同じ。）が、原則として2名以上で行うものとする。ただし、監査対象事業が小規模等の場合は、この限りでない。

(監査員等の心得)

第7条 監査員等は、常に厳正かつ誠実を旨とし、財団の信用を傷つけ又は名誉を失墜するような行為をしてはならない。

(監査の実施に係る留意事項)

第8条 監査員等は、特に、次の事項に留意して監査に当たることとする。

- (1) 監査を実施する場合は、事前に当該事業及び当該事業者に係る関係書類を精査した上でこれに臨むこと。
- (2) 監査は、当該事業者の就業時間内において執務に支障をきたさないように行うこと。
- (3) 実地監査においては、事業者の意見を十分尊重して公正な判断をすること。
- (4) 実地監査においては、事業者の役員等権限を有する者の立会いを求めること。
- (5) 実地監査において確認する証拠書類は、必ず原本とすること。
- (6) 監査は、事務的、会計的側面にとどまらず、事業の成果を可能な限り具体的に把握するよう努めること。

(監査結果の処置)

第9条 監査員等は、実地監査を終了した場合は、その結果について当該事業者に通知するものとする。

(報告)

第10条 監査員等は、監査を行った結果、助成業務規程第29条第1項各号に該当する事実または可能性があると認める場合は、速やかに監査室長に報告し、監査室長は速やかに必要な措置を講ずるものとする。

(報告書)

第11条 監査員等は、監査終了後速やかに監査報告書を作成し、監査室長に提出するものとする。

- 2 監査室長は、確定監査及び定期監査の結果を事務局長に通知するものとする。
- 3 監査室長は、特別監査の結果を会長に報告するものとする。

(改廃)

第12条 この規改廃の改訂は、理事会の決議を得て行う。

附則

この規程は、2019年●月●日に施行する。

# 助成業務規程等に基づく監査員の身分を証明する証票の様式等を定める達

2019年●月●日

MF第2018000●●●号

## (目的)

第1条 この達は、一般財団法人みらい財団（以下「財団」という。）の次の各号に掲げる者の身分を証明する証票（以下「監査員証」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (1) 助成業務規程に基づく監査員

## (制定)

第2条 監査員証は、財団の監査員たることを証明するものとし、その形状、寸法、その他規格は、図のとおりとする。

## (携帯)

第3条 監査員は、監査業務中常に監査員証を携帯しなければならない。

- 2 監査員証は、その取扱い、特に紛失又は盗難防止に留意しなければならない。
- 3 監査員証は、他人に貸与し又は譲渡してはならない。

## (交付)

第4条 監査員証は、一監査員に対し、一監査員証を交付する。

- 2 監査員証には、一連番号を付し、監査室において交付台帳により整理するものとする。

## (返納)

第5条 監査員証の交付を受けた者が、解任、退職若しくは解雇された場合又は有効期限が切れた場合は、直ちに財団に返納しなければならない。

## (再交付)

第6条 を毀損又は紛失したときは、監査員番号及び既存又は紛失した理由を書面にてすみやかに監査室長に届け出て再交付を受けなければならない。

## (改廃)

第7条 この達の改廃は、理事会の決議を得て行う。

## 附則

この達は、2019年●月●日に施行する。

## 図

監 査 員 証

氏名：

番号：

一般財団法人みらい財団

住所：

TEL：

発行日：



54mm

84mm